

危機管理計画

1 学校防災計画

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この計画は、嘉島中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の業務及び計画の適用範囲

第2条 この計画は、本校に勤務する職員及び登校する生徒その他出入りする全てのものに適用するものとする。

第3条 防火管理者は、教頭とし、校務分掌上安全指導担当者をおく。

第4条

1. 防火管理者は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 消防計画の検討及び変更
 - (2) 火気の使用又は取り扱いに関する指導
 - (3) 生徒、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成とその実施指導
 - (4) 嘉島町教育委員会との防火、防災対策に関する事務の推進
 - (5) 消防用設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
 - (6) その他防火管理上必要な事項
2. 防火管理者は、次の業務について上益城消防署への報告、届出等を行うものとする。
 - (1) 消防（防災）計画の提出（改正の都度）
 - (2) 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続き
 - (3) 増改築、修繕、模様替え等をおこなうときの事前連絡
 - (4) 消防用設備等の点検結果の報告
 - (5) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
 - (6) その他法令に基づく諸手続き

第3節 防火管理委員会

第5条

1. 防火管理業務の適正な運営を図るために、校長を委員長とする防火管理委員会を設置する。
2. 委員は、防火管理者、学年主任及び各部門の責任者とする。
3. 委員会は必要に応じて開催する。

第6条 防火管理委員会は、生徒の人命安全に関することや消防計画その他防火管理に関する事項について審議する。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

第7条

1. 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。
2. 各教室等に火元取締確認者を別表1のとおり指定し、火災発生時の対策を別に定める。
3. 消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について定期的に点検を実施する。

第8条 火元取り締まり確認者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置

第9条 消防用設備点検、改修については、**熊本防災（369-5995）**に委任する。

第10条 防火管理者は、点検資格者（消防設備士）からの結果をまとめ、校長に報告する。

第11条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、その改修計画を立案し校長に報告するとともに必要な指示を得てその促進を図るものとする。

第2節 火災予防措置

第12条 防火管理者は、火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立ち入りを禁止するものとする。

第13条 火気等を使用する場合は、防火管理者へ連絡し承認を得なければならない。

第3章 自営消防活動対策

第1節 自営消防活動

第14条 火災を発見した者は、職員室に連絡する。連絡を受けた職員室では緊急放送を行うとともに**上益城消防署**（119）に通報する。 **（282-1955）**

第15条

1. 初期消火班（担任外）は、火災の覚知と同時に火元に急行し、屋内消火栓及び消化器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行う。
2. 消防隊到着後は、消防隊に協力する。

第16条 避難誘導は別表2の要領で行う。

第17条 重要物の搬出については、火元取締確認者を中心に職員が協力して行う。

第18条 負傷者が出た場合は、養護教諭を中心に応急処置を行い消防本部に連絡する。

第19条 休日及び夜間の火災発生の場合は、次の業務を行うものとする。

（1）火災を発見した場合は、上益城消防署（119）または（282-1955）に
通 報するとともに関係者に緊急連絡する。

緊急連絡

- ・校長 : 高森 富雄 （TEL096-237-2148）
- ・教頭 : 服部 起明 （TEL090-2519-6759）
- ・職員 : 職員連絡網にて連絡する。
- ・生徒 : 生徒連絡網にて連絡する。（連絡の必要が生じたとき）

（2）初期消火活動を行う。

（3）重要物の搬出を行いその管理にあたる。

＜自衛消防隊組織＞

校長を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を下記のとおり編制する。

消防隊と密接な連携を図る。

本部（校長・教頭）		避難（誘導整理）班	……授業担当者、学級担任
		初期消火班	……2，3年部の担任外
		搬出班	……1年担任外、事務職員
		応急救護班	……養護教諭、栄養職員
		通報連絡班	……教頭、教務主任

第4章 震災対策

第1節 震災予防措置

第20条

1. 火元取締確認者は、建物及び諸施設等の点検を定期的に行うものとする。
2. 点検は次の事項に留意すること。
 - （1）建物及び建物に付随する工作物の倒壊、落下危険の有無
 - （2）戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
 - （3）高所に不安定な物品をおく場合の落下防止措置の確認
 - （4）窓ガラスのひび割れの有無
 - （5）理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
 - （6）体育館内の教材教具等の保管状況

第21条 火元取締確認者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具の異状の有無を点検する。

第2節 地震時の活動

第22条

1. 授業中の地震発生にあたっては、生徒を机の下等に伏せさせ振動のおさまるのを待って避難させる。
2. 授業以外の昼休みや休み時間の発生に際しては、授業に準じて素早く避難誘導する。
3. 避難については、火災発生時の場合に準ずる。

第23条 災害状況の報告及び連絡を適切・迅速に行う。

第24条 休日及び夜間の場合は、火災発生の場合（第19条）に準ずる。

第5章 防災教育及び訓練

第1節 防災教育等

第25条

1. 防火管理者は、教師に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。
 - (1) 消防計画に定める遵守事項について
 - (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
 - (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
 - (4) その他火災予防上必要な事項について
2. 各学級担任は、生徒に対し次の基本的事項に対し防災教育を実施するよう努めなければならない。
 - (1) 火災及び地震等による災害の基礎知識について
 - (2) 煙及びガス等の危険性について
 - (3) 油類による火災発生危険について
 - (4) 火災を予防するための基礎知識について
 - (5) 避難方法及び避難訓練の重要性について
 - (6) その他火災予防上必要な事項について

第2節 防災訓練

第26条 防災訓練を下記のとおり実施する。

総合訓練・・・4月、12月 基礎訓練・・・随時

第27条 避難訓練時の基本行動については、各担任より避難経路等と合わせて日常の学級活動等で指導しておく。

第28条 防災訓練については、上益城消防署（282-1955）に連絡し、必要と認める場合は指導の要請を行うものとする。

第6章 その他の災害対策

第1節 風水害対策

第29条 台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 校内の異常の有無を点検し、安全措置を行う。
- (2) 嘉島町教育委員会及び上益城消防署等から必要な情報収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

第30条 生徒の掌握に万全を期すとともに動静については次の措置を行うものとする。

- (1) 天気予報・災害情報等を十分検討し、教育委員会に連絡し必要な対策を立てる。
- (2) 緊急避難場所は体育館とし、状況によっては2階等を指定する。
- (3) PTA会長と連絡を取り、必要な協力を依頼する。
- (4) 警報等が発令されている場合、生徒の安全を第一に考え下校させず学校へ待機させ、保護者等と随時連絡を取りながら対応する。

第31条 災害状況の報告及び連絡を適切・迅速に行う。